

公費負担の手引き【別冊】

公費負担諸用紙の記載例

上三川町選挙管理委員会

注1 所定の諸用紙類の提出は、立候補届出前の契約を締結された場合は立候補届出時に、立候補届出後の場合は契約締結後直ちに届け出てください。

注2 記載例はあくまでも参考であり、記載している金額等も例示です。記載方法、記載手続等の不明な点につきましては、選挙管理委員会まで問い合わせください。

目次

(1) 選挙運動用自動車

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

- ・ 運送契約書 1
- ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【別記様式第1号】 2
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【別記様式第10号】 3
- ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）【別記様式第13号】 4
- ・ 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）【別記様式第13号その1】 5

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

- ・ 選挙運動用車両賃貸借契約書 6
- ・ 選挙運動用自動車燃料供給契約書 7
- ・ 選挙運動用自動車の運転に関する雇用契約書 8
- ・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【別記様式第1号】 9
- ・ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【別記様式第4号】 10
- ・ 選挙運動用自動車燃料代確認書【別記様式第7号】 11
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【別記様式第10号（その1）】 12
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）【別記様式第10号（その2）】 13
- ・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【別記様式第10号（その3）】 14
- ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）【別記様式第13号】 15
- ・ 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）【別記様式第13号（その2）】 16
- ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）【別記様式第13号】 17
- ・ 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）【別記様式第13号（その2）】 18
- ・ 請求書（選挙運動用自動車の使用・運転手）【別記様式第13号】 19
- ・ 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手）【別記様式第13号（その2）】 20

(2) 選挙運動用ポスターの作成

- ・ 選挙運動用ポスター作成契約書 21
- ・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書【別記様式第3号】 22
- ・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【別記様式第6号】 23

・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【別記様式第9号】	24
・ 選挙運動用ポスター作成証明書【別記様式第12号】	25
・ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【別記様式第15号】	26
・ 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）【別記様式第15号（別紙）】	27

(3) 選挙運動用ビラの作成

・ 選挙運動用ビラ作成契約書	28
・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書【別記様式第2号】	29
・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【別記様式第5号】	30
・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【別記様式第8号】	31
・ 選挙運動用ビラ作成証明書【別記様式第11号】	32
・ 請求書（選挙運動用ビラの作成）【別記様式第14号】	33
・ 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）【別記様式第14号（別紙）】	34

(1) 選挙運動用自動車

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との運
送契約による場合


選挙運動用自動車一般運送契約書（参考例）



上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 使用目的 : (例) 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 自動車の種類 : (例) 普通自動車等
- 3 車 名 : ××××
- 4 自動車登録番号
又は車両番号 : (例) 栃木 あ 12-34
- 5 契約金額 : ××××××円 (1日あたり ×××××円)
- 6 期 間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (5日間)
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
※立候補届出日の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 7 請求及び支払い : この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならない限りにおいて、乙は上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める限度内で上三川町に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。
- 8 その他 : この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日 ※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者
住所.....
氏名 (戸籍名。通称名は不可。).....

乙 住所.....
氏名又は名称.....
代表者氏名 (法人の場合)

**【候補者 ⇒ 選管】
（契約書の写しを添付）**

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補届け出前の契約の場合は告示日を記載
(告示日以降の日)

令和5年4月19日

上三川町選挙管理委員会委員長

契約書と同一の内容を記載すること

令和5年4月23日執行
上三川(町議会議員・町長)選挙
候補者氏名(※戸籍名) 戸籍名を記載

契約書の日付と同一

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年4月16日	上三川町〇〇 〇〇〇〇 代表取締役	4月18日 ～ 4月22日	▲ 441,000円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年月日				円	
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

(請求書に添付)
【候補者 → 運送事業者】

別記様式第10号(その1) (第5条関係)

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

契約書と同一の内容を記載すること

候補者氏名(※戸籍名)

戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	①	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 株○○○○ 住所 上三川町○○ 法人の代表者 代表取締役 ○○○○			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 宇都宮○○○わ○○-○○	令和5年4月18日	63,000円		

備考

- 選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。金額や単価は「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
- 運送事業者が上三川町に支払を請求するときは、この証明書を添付すること。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上三川町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合64,500円
 - (1)以外の場合16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上三川町に支払を請求することはできません。

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

【運送事業者 ⇒ 上三川町】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

- 1 一般運送契約ハイヤー等
 - 2 自動車借入契約 (レンタル等)
 - 3 燃料供給の契約
 - 4 運転手雇用の契約
- 以上4つの共通請求書

住所 (所在地) **上三川町〇〇**
 氏名 (名称) **(株)〇〇運送**

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話: **0285-56-〇〇〇〇**

本件責任者: **〇〇〇〇** 電話: **〇〇〇〇**

本件担当者: **〇〇〇〇** 電話: **〇〇〇〇**

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 **322,500円**

請求内訳書 (別紙) から転記

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 **令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙**

4 候補者の氏名 (※戸籍名) **〇〇 〇〇**

戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

1 この請求書は、候補者から受領し
 には、このほかに自動車燃料代確認
 給を受けた選挙運動用自動車の自動
 令第7号) 第13条第1項第4号に
 ち道路運送車両法施行規則(昭和2
 若しくは第36条の18第1項第3
 及び燃料供給金額が記載された書面
 う。以下同じ。)の写し)とともに選挙の効力後速やかに提出してください。

【添付書類】

- 1 請求内訳書
- 2 使用証明書
- 3 振込口座通帳の写し
(口座番号、振込名義のわかる箇所)
- 4 確認書 (燃料代の場合)
- 5 給油伝票の写し (燃料代の場合)

合供省う、量、

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合

(請求書に添付)
【運送事業者 ⇒ 上三川町長】

請求内訳書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

選挙期間中の日付を記入

契約書と一致

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	70,000円 × 1台 = 70,000円	64,500円 × 1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年4月19日	70,000円 × 1台 = 70,000円	64,500円 × 1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年4月20日	70,000円 × 1台 = 70,000円	64,500円 × 1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年4月21日	70,000円 × 1台 = 70,000円	64,500円 × 1台 = 64,500円	64,500円	
令和5年4月22日	70,000円 × 1台 = 70,000円	64,500円 × 1台 = 64,500円	64,500円	
計			322,500円	

請求書の請求金額と一致

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外
（自動車の貸与者，燃料の供給者及び運
転手）との個別契約による場合

選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 : (例) 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 自動車の種類 : (例) 普通自動車等
- 2 車 名 : ××××
- 3 自動車登録番号
又は車両番号 : (例) 栃木 あ 12-34
- 4 契約金額 : ××××××円 (1日あたり ×××××円)
- 5 期 間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (5日間)
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
※立候補届出日の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 6 使用上の義務等 : 甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払い : この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならない限りにおいて、乙は上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める限度内で上三川町に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。
- 8 そ の 他 : この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日 ※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者

住所.....

氏名 (戸籍名。通称名は不可。)..... 印

乙 住所.....

氏名又は名称..... 印

代表者氏名（法人の場合）..... 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給自動車

- ア 自動車の種類：(例) 普通自動車等
- イ 車 名：××××
- ウ 自動車登録番号
又は車両番号：(例) 栃木 あ 12-34

2 供給場所

- ア 所在地：栃木県河内郡上三川町しらさぎ〇-〇-〇
- イ 名称：株式会社〇〇石油

3 契約金額：単価1L当たり 円（税込）とし、契約の期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

4 期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(5日間)
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

※立候補届出日の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

5 請求及び支払い：この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならない限りにおいて、乙は上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める限度内で上三川町に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。

6 その他：この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日 ※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者

住所.....

氏名 (戸籍名。通称名は不可。)..... 印

乙 住所.....

氏名又は名称..... 印

代表者氏名（法人の場合）..... 印

選挙運動用自動車の運転に関する雇用契約書（参考例）

上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容：(例)公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 自動車の種類：(例)普通自動車等
- 3 車名：××××
- 4 自動車登録番号
又は車両番号：(例)栃木 あ 12-34
- 5 契約金額：1日当たり×××××円とし、この額に契約期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じた金額とする。
- 6 期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで(5日間)
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
※立候補届出日の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 7 請求及び支払い：この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならない限りにおいて、乙は上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める限度内で上三川町に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。
- 8 その他：この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者

住所.....
氏名(戸籍名。通称名は不可。)
印

乙 住所.....
氏名.....
印

自動車・運転手・燃料の個別契約の場合

【候補者 ⇒ 選管】
（契約書の写しを添付）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載
(告示日以降の日)

令和5年4月19日

上三川町選挙管理委員会委員長

契約書と同一の内容を記載すること

令和5年4月23日執行
上三川(町議会議員・町長)選挙
候補者氏名(※戸籍名) 戸籍名を記載

契約書の日付と同一

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和5年4月16日	上三川町〇〇 株式会社 代表取締役	4月18日 ～ 4月22日	105,000円	
運転手の雇用		令和5年4月16日	上三川町〇〇 株式会社	4月18日 ～ 4月22日	84,000円	
燃料代		令和5年4月16日	上三川町〇〇 株式会社 代表取締役	宇都宮〇〇 あ〇〇-〇〇	50,000円	1 150円(税込)

単価契約を締結した場合は契約単価を記入すること

自動車登録番号又は車両番号を記載すること

単価契約の場合は契約の見込み額を記載すること

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込み額を記載して差し支えありません。）。

別記様式第4号（第3条関係）

自動車・運転手・燃料の個別契約の場合

【候補者 → 選管】

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

申請日を記載
(告示日以降の日)

令和5年4月19日

上三川町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名(※戸籍名) 戸籍名を記載

次の選挙運動用自動車燃料代につき、上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

1 契約年月日 令和5年4月16日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名又は名称 上三川町〇〇

(2) 住所 株〇〇〇〇

(3) 法人の代表者 代表取締役 〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

宇都宮〇〇〇 わ 〇〇-〇〇

燃料代は、7,700円×5日分
が最高限度額となります。

4 確認申請金額 7,500 円

金額は一致する

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	8,250 円	8,250 円
今回の購入金額 (b)	7,500 円	7,500 円
燃料代計 (a) + (b)	15,750 円	15,750 円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から上三川町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

別記様式第7号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

【選管 ⇒ 候補者】
町選挙管理委員会が作成。候補者は作成する必要はありません。

上選管第〇〇号
令和5年4月〇〇日

上三川町選挙管理委員会

委員長 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙
- 2 候補者の氏名（※戸籍名） 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 〇〇-〇〇
- 4 確認金額 30,000円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、上三川町に支払を請求することはできません。

別記様式第10号(その1)(第5条関係)

自動車・運転手・燃料の個別契約の場合

(請求書に添付)

【候補者 ⇒ 自動車の借入れ業者】

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載

(使用の最終日以降の日)

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名(※戸籍名) 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載すること

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	②	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 (株)〇〇レンタカー 住 所 上三川町〇〇 法人の代表者 代表取締役 〇〇 〇〇			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 宇都宮〇〇〇わ〇〇-〇〇	令和5年4月18日	15,000円		
"	令和5年4月19日	15,000円		
"	令和5年4月20日	15,000円		
"	令和5年4月21日	15,000円		
"	令和5年4月22日	15,000円		

備考

1 この選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。

金額や単価は「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

2 運送事業者等が上三川町に支払を請求するときは、このように記載してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上三川町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(2) (1)以外の場合 16,100円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上三川町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
【候補者 ⇒ 燃料供給業者】

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

証明日を記載 (供給の最終日以降の日)	令和5年4月19日 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙 候補者氏名(※戸籍名) 戸籍名を記載
------------------------	---

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載すること

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		氏名又は名称 (株)〇〇石油サービス		
		住 所 上三川町〇〇		
		法人の代表者 代表取締役 〇〇 〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年4月16日	宇都宮〇〇〇わ〇〇-〇〇	55L	8,250円	10 当たり150円(税込)
令和5年4月17日	宇都宮〇〇〇わ〇〇-〇〇	50L	7,500円	
令和5年4月18日	宇都宮〇〇〇わ〇〇-〇〇	30L	4,500円	

備考

- 1 この油伝票の号の車両番号の18位を記載しを注) 燃料代の場合、給油伝票の写しを添付していただきますが、給油伝票については、次の点に注意してください。
- 1 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
 2 給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
 3 給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が上三川町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上三川町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(請求書に添付)
【候補者 ⇒ 運転手】

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

証明日を記載
(雇用の最終日以降の日)

令和5年4月24日

令和5年4月23日執行

上三川(町)議会議員・町長選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 戸籍名を記載

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載すること

運転手の氏名及び住所	住所	上三川町〇〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇用年月日		報酬の額	備考
令和5年4月18日		12,000円	
令和5年4月19日		12,000円	
令和5年4月20日		12,000円	
令和5年4月21日		12,000円	
令和5年4月22日		12,000円	

備考

選挙運動用自動車の運転業務に実際に
1 従事させた年月日及び報酬の額を日ごと
に記載する。

金額や単価は「同上」や「//」
等で省略して記載することは
できません。

- 2 運転手が上三川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上三川町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、上三川町に支払を請求することはできません。

自動車借入の場合

【自動車の借入れ業者⇒ 上三川町長】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

住所(所在地) 上三川町〇〇

氏名(名称) (株)〇〇運送

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話: 0285-56-〇〇〇〇

本件責任者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

本件担当者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 50,000円

請求書内訳書の内容を転記してください。

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名) 〇〇 〇〇

戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選...
には、このほかに自動車燃料代確認書...
給を受けた選挙運動用自動車の自動車...
令第7号)第13条第1項第4号に規...
ち道路運送車両法施行規則(昭和26年...
若しくは第36条の18第1項第3号...
及び燃料供給金額が記載された書面で...
う。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

【添付書類】

- 1 請求内訳書
- 2 使用証明書
- 3 振込口座通帳の写し
(口座番号、振込名義のわかる箇所)
- 4 確認書(燃料代の場合)
- 5 給油伝票の写し(燃料代の場合)

2 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。
3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(請求書に添付)

【車両貸出事業者 → 上三川町長】

(別紙) その2

車両貸出事業者との契約の場合

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

選挙期間中の日付を記入

契約書と一致

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	10,000円×1台= 10,000円	16,100円×1台= 16,100円	10,000円	
令和5年4月19日	10,000円×1台= 10,000円	16,100円×1台= 16,100円	10,000円	
令和5年4月20日	10,000円×1台= 10,000円	16,100円×1台= 16,100円	10,000円	
令和5年4月21日	10,000円×1台= 10,000円	16,100円×1台= 16,100円	10,000円	
令和5年4月22日	10,000円×1台= 10,000円	16,100円×1台= 16,100円	10,000円	
計			50,000円	

請求書の請求金額と一致

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

燃料代の場合

【燃料供給事業者⇒ 上三川町長】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

住所(所在地) 上三川町〇〇

氏名(名称) (株)〇〇石油

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話: 0285-56-〇〇〇〇

本件責任者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

本件担当者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 36,000円

請求内訳書の内容を転記してください。

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名) 〇〇 〇〇

戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選...
には、このほかに自動車燃料代確認書...
給を受けた選挙運動用自動車の自動車...
令第7号)第13条第1項第4号に規...
ち道路運送車両法施行規則(昭和26年...
若しくは第36条の18第1項第3号...
及び燃料供給金額が記載された書面で...
う。以下同じ。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

【添付書類】

- 1 請求内訳書
- 2 使用証明書
- 3 振込口座通帳の写し
(口座番号、振込名義のわかる箇所)
- 4 確認書(燃料代の場合)
- 5 給油伝票の写し(燃料代の場合)

2 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。
3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

燃料供給事業者との契約の場合

(請求書に添付)

【燃料供給事業者 ⇒ 上三川町長】

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
約により選挙運動用自動車を使用した場合)

選挙期間中の日付を記入

(2) 燃料代

契約書と一致

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	〇〇〇〇	160円×45L=7,200円			
令和5年4月19日	〇〇〇〇	160円×45L=7,200円			金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。
令和5年4月20日	〇〇〇〇	160円×45L=7,200円			
令和5年4月21日	〇〇〇〇	160円×45L=7,200円			
令和5年4月22日	〇〇〇〇	160円×45L=7,200円			
計		36,000円	38,500円	36,000円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で省略して記載することはできません。

運転手の場合

【運転手⇒ 上三川町長】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

住所(所在地) 上三川町〇〇

氏名(名称) 〇〇〇〇

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話: 0285-56-〇〇〇〇

本件責任者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

本件担当者: 〇〇〇〇 電話: 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 50,000円

請求内訳書の内容を転記してください。

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

4 候補者の氏名(※戸籍名) 〇〇 〇〇

戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油領収書)を添付し、給油を受けた選挙運動用自動車の自動車登録簿(令和7年7月1日現在)第13条第1項第4号に規定する選挙運動用自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第18号)第18条第1項第3号に規定する選挙運動用自動車及び燃料供給金額が記載された書面で、(候補者の氏名、住所、電話番号、選挙区)の写し)とともに選挙運動費の請求を行います。以下同じ。)の写し)とともに選挙運動費の請求を行います。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【添付書類】

- 請求内訳書
- 使用証明書
- 振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)
- 確認書(燃料代の場合)
- 給油伝票の写し(燃料代の場合)

(別紙) その2

運転手との契約の場合

(請求書に添付)
【運転手 ⇒ 上三川町長】

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
により選挙運動用自動車を使用した場合)

選挙期間中の日付を記入

契約書と一致

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月19日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月20日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月21日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月22日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			50,000円	

請求書の請求金額と一致

備考

1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

金額や単価は、「同上」や「㍷」等で省略して記載することはできません。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 目：公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 規 格：.....cm ×cm
- 3 数 量：.....枚
- 4 契 約 金 額：.....円（単価.....円（税込）×.....枚）
- 5 納 入 期 限：令和.....年.....月.....日
- 6 請求及び支払い：この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならない限りにおいて、乙は上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の定める限度内で上三川町に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。
- 7 そ の 他：この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和.....年.....月.....日※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者

住所.....

氏名（戸籍名。通称名は不可。）.....

乙 住所.....

氏名又は名称.....

代表者氏名（法人の場合）.....

【候補者 ⇒ 選管】
（契約書の写しを添付）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載
（告示日以降の日）

令和5年4月19日

上三川町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名（※戸籍名） 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容を記載すること

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月16日	上三川町○○ 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○	200枚	460,000円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

【候補者 ⇒ 選管】

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

上三川町選挙管理委員会委員長

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請で
きます。（告示日以降の日）

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名（※戸籍名） 戸籍名を記載

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

1 契約年月日 令和5年4月16日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(1) 氏名又は名称 株式会社 ○○○○

(2) 住 所 上三川町○○

(3) 法人の代表者 代表取締役 ○○○○

ポスター掲示場数(71箇所)以内の
枚数が最高限度枚数になります。

3 確認申請枚数 71枚

枚数は一致します。

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	71枚	71枚
枚数計 (a) + (b)	71枚	71枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から上三川町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

**【選管 ⇒ 候補者】
町選挙管理委員会が作
成。候補者は作成する
必要はありません。**

上選管第〇〇号

令和5年4月〇〇日

上三川町選挙管理委員会

委員長 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 〇〇 〇〇

3 確認枚数 70枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上三川町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
【候補者 → ポスター作成業者】

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行後(納期後)の日付であること。

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名 (※戸籍名)

戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載してください。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 姓○○○○ 住 所 上三川町○○ 法人の代表者 代表取締役 ○○ ○○
作成枚数	75枚
作成金額	460,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	71箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が上三川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上三川町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額 $541円31銭 \times \text{ポスター掲示場の数} \times 316,250円$ を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) \times (1)の枚数 = 限度額

【ポスター作成事業者→ 上三川町長】

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

住所（所在地） **上三川町〇〇**
氏名（名称） **(株)〇〇印刷**

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話：**0285-56-〇〇〇〇**

本件責任者：〇〇〇〇 電話：〇〇〇〇

本件担当者：〇〇〇〇 電話：〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 **213,000円** 請求内訳書から転記してください。

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 **令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙**

4 候補者の氏名（※戸籍名） **〇〇 〇〇** 戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。

【添付書類】
 1 請求内訳書 2 確認書 3 作成証明書
 4 振込口座通帳の写し
 (口座番号、振込名義のわかる箇所)

請求書に添付

(別紙)

請求内訳書

契約書から転記

候補者氏名 (※戸籍名) ○○ ○○

戸籍名を記載

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額		基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	
71箇所	3,000円	100枚	300,000円	4,996円	71枚	354,716円	3,000円	71枚	213,000円

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

請求書の請求金額と一致

確認書から転記

(3) 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

上三川町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 目 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 2 規 格 cm × cm
- 3 数 量 枚
- 4 契 約 金 額 円（単価 円）
- 5 納 入 期 限 令和 年 月 日
- 6 請求及び支払い この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により上三川町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で上三川町長に請求するものとする。ただし、供託物が上三川町に帰属することとなる場合は契約額全額を又は上三川町長に請求する金額が契約金額より少ない時はその不足額を甲は乙に支払う。
- 7 そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日 ※契約日は告示日前でも可能

甲 上三川町（議会議員・長）選挙候補者
住所.....
氏名（戸籍名。通称名は不可。）..... 印

乙 住所.....
氏名又は名称..... 印
代表者氏名（法人の場合）..... 印

別記様式第2号（第2条関係）

**【候補者 ⇒ 選管】
（契約書の写しを添付）**

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載
(告示日以降の日)

令和5年4月19日

上三川町選挙管理委員会委員長

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名（※戸籍名） 戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約書と同一の内容を記載すること

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月16日	上三川町〇〇 株〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	3,000枚	22,500円	1枚当たり単価 7円50銭

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

【候補者 ⇒ 選管】

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

上三川町選挙管理委員会委員長

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます。（告示日以降の日）

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名（※戸籍名） **戸籍名を記載**

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

契約書と同一の内容を記載すること

- 1 契約年月日 **令和5年4月16日**
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 株式会社 ○○○○
 - (2) 住 所 上三川町○○
 - (3) 法人の代表者 代表取締役 ○○ ○○
- 3 確認申請枚数 **3,000枚**

【最高限度額】
5,000枚以内（町長）
1,600枚以内（町議）

枚数は一致します。

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0枚	枚
今回の枚数（b）	3,000枚	3,000枚
枚数計（a）+（b）	3,000枚	3,000枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から上三川町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

【選管 ⇒ 候補者】
町選挙管理委員会が作
成。候補者は作成する
必要はありません。

上選管第〇〇号

令和5年4月〇〇日

上三川町選挙管理委員会

委員長 〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 〇〇 〇〇

3 確認枚数 1, 000枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、上三川町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
【候補者 ⇒ ビラ作成業者】

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行後(納期後)の日付であること。

令和5年4月19日

令和5年4月23日執行

上三川(町議会議員・町長)選挙

候補者氏名 (※戸籍名)

戸籍名を記載

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

契約書と同一の内容を記載してください。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 株○○○○ 住 所 上三川町○○ 法人の代表者 代表取締役 ○○ ○○
作成枚数	3,000枚
作成金額	22,500円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が上三川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、上三川町に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 町長 枚数5,000枚、町議会議員 枚数1,600枚
 - (2) 限度額7円73銭(単価) × (1)の枚数 = 限度額

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

選挙期日後の日付であること

令和5年4月24日

上三川町長

住所（所在地） 上三川町〇〇

氏名（名称） (株)〇〇印刷

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

電話：0285-56-〇〇〇〇

本件責任者：〇〇〇〇

電話：〇〇〇〇

本件担当者：〇〇〇〇

電話：〇〇〇〇

上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 37,500円

請求内訳書から転記してください。

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和5年4月23日執行 上三川(町議会議員・町長)選挙

4 候補者の氏名（※戸籍名）〇〇 〇〇

戸籍名を記載

金融機関コード及び支店コードの記載漏れ注意

5 振込先

金融機関名	足利銀行	本・支店名	上三川支店
金融機関コード	0129	支店コード	154
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	△△△ △△△△		
口座名義	〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上三川町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

【添付書類】

- 請求内訳書
- 確認書
- 作成証明書
- 振込口座通帳の写し
(口座番号、振込名義のわかる箇所)

(別紙)

請求内訳書

契約書から転記

戸籍名を記載

候補者氏名 (※戸籍名) ○○ ○○

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
7.5 円	6,000 枚	45,000 円	7.73 円	5,000 枚	38,650 円	7.5 円	5,000 枚	37,500 円	

町長：5,000枚以内
町議：1,600枚以内

請求書の金額と一致

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。